

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

令和3年4月23日（金）
新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
西村内閣府特命担当大臣説明資料

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金
緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置地域：
中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）
大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）
それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）
※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき地域については、緊急事態宣言解除まで3万円を4万円とする。
※2 ただし、1日2万円とすることも可。なお、4月21日までに時短要請を行った場合、5月5日までの間は経過措置として1日4万円。ただし、4月22日以降まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他地域は1日2.5万円～7.5万円。
- ・ 緊急事態措置区域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）に対して、1日20万円を支給。また、当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、1日2万円を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援
 - キャンセル費用の支援（全国ツアーの一部である地方公演等も対象）
 - J-LODlive補助金の運用改善（支援回数の見直し、つなぎ融資の創設）【5月6日つなぎ融資申請受付開始予定】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【3月8日申請受付開始】（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への支援（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・ 地域観光事業支援（後述）における追加措置：都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による前向きな事業継続への支援の新設（各都道府県に配分、1,000億円）
- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【4月15日申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【5月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面今年前半まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日に再度要請）、4月16日に、協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日に再度要請）】
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・ 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本性劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
 - 現行の特例措置を4月末まで継続。
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用【2月26日申請受付開始】
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等）の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を4月以降も継続（6月末まで）
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を4月以降も継続（6月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、食や住の支援等の各種支援策の周知・徹底
【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に、学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（令和3年度5兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【4月15日申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日公募開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）【3月26日公表、4月1日以降、準備が整った都道府県から順次実施】
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む）（2,300億円）及び宿泊事業者による前向きな事業継続への支援（1,000億円）

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

休業要請を行う大規模施設等に対する協力金について

【考え方】

- 緊急事態措置区域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じていただいた集客力の高い大規模施設（1000平米超）等に対して、定額の協力金を支給する。

【内容】

- 特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）に対して、20万円/日・施設を支給。
- 当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、2万円/日・事業所を支給。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1000平米超の施設	大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受ける者への支援策

<対象事業者>

- ✓ 今年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置を踏まえ、宣言及び重点措置の対象都道府県の、
 - ① 時短要請の対象である飲食店と直接・間接の取引があること
 - ② 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることなど必要な要件を満たすこと（全国の中堅・中小企業等）
- ✓ 2019年比又は2020年比で対象月の売上が▲50%以上減少していること

<給付額>

- ✓ 売上減少相当額（法人20万円／月、個人10万円／月を上限）

<事業執行スキーム>

- ✓ 現行の一時支援金のスキームを活用
（同一の事業者のIDの活用、登録確認機関による事前確認結果の活用など）

「地域観光事業支援」（観光庁）の支援メニューの新設

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける宿泊事業者に対する支援のため、地域観光事業支援のメニューを追加。

1. 宿泊事業者による前向きな事業継続への支援の新設（1,000億円）
2. 都道府県が行う割引支援の運用を弾力化（都道府県による前売り宿泊券等の発行）

【 上記1. の概要 】

○予算額：1,000億円

「地域観光事業支援」3,000億円の一部を活用

○交付対象：都道府県

※都道府県に所要額を一括して交付。

○対象事業：宿泊事業者による前向きな事業継続への支援等
（事業費の1/2、上限100万円（1事業者あたり））

<取組例>

- ・ 宿泊事業者による感染拡大防止策の実施
- ・ マイクロツーリズム需要に対応したコンテンツ開発、ワーケーションの受入環境整備などの新たな事業展開の実施 等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の創設

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を創設。

○予算額：5,000億円

3,000億円については、喫緊の課題に対応するため先行して交付

2,000億円については、緊急事態宣言終了後の状況等を踏まえ、経済活動の回復・強靱化に対応するため留保

○交付対象：都道府県

※事業者への支援は、広域的な観点から取り組むことがより効果的であるため、都道府県のみを対象とする。

○対象事業：新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援 感染症防止強化策・見回り支援

<取組例>

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援

○算定方法：事業所数を基礎とし財政力を反映して算定